

Title	日唐律令制における地方官人身分の比較研究
Sub Title	A comparison study on the status of the provincial officials in ancient Japan and Tang dynasty.
Author	十川, 陽一(Sogawa, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学
Publication year	2021
Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2020.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>本研究課題は、律令国家の全国支配の前線を担う地方官人のうち、下級官人身分について日唐の制度比較を行うものである。</p> <p>2年目にあたる本年度は、日本と中国の比較に力点を置いて研究を進めた。特に、律令制の中で税制上優遇を受ける雑任などの諸ポストが、唐制では原則として徭役労働の一種であるのに対し、日本では官人制と接続するという性格が強い点に注目した。このことは、特に古代日本では官と関わる諸ポストを官人身分として積極的に国家に取り込もうとした意図を見出すことができるものと考えられる。</p> <p>その上で、これらの諸ポストのうち、公の馬牛を飼育する牧の牧長、緊急時の高速情報伝達手段である烽火の烽長、そして交通路である駅路を往来する使者に馬や寝食を提供する駅家の駅長、の3点が、特に日唐での位置づけの差異が顕著であることから、これらについての検討を進めた。特に牧については、そもそも日唐における公的牧の規模が異なるという差異はあるが、日本では、律令制以前の馬牛飼育集団の存在を背景として公的牧が設置された可能性が先行研究によって指摘されている。こうした律令制以前の地方有力者によって牧が運営されており、律令制下ではそれらを積極的に官人身分に取り込むために、牧長は唐制よりも官人に近い身分として設定されたものと考えられる。</p> <p>烽長・駅長について、今年度は日中の史料・参考文献の収集に留まった。いずれも実態を示す史料が少ないものの、国家的な管理の度合いや採用母体など、牧とは異なる可能性を考えた検討してゆく必要があることを確認した。次年度採択されれば、これらの点について検討を進め、研究発表・論文文化を進めてゆきたい。</p> <p>Within the Japanese and Tang's Ritsuryo systems, there are posts which receive preferential tax treatment like Zonin雑任(work under the government officials). In the Tang system, in principle, these posts are a type of statute-labor. But in ancient Japan it has a strong character of being connected to the official status. Hence, it is probable that, especially in ancient Japan, there was an intention to actively incorporate various government-related positions in the Ritsuryo nation as official status.</p>
Notes	
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2020000008-20200078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究代表者	所属	文学部	職名	准教授	補助額	200 (B) 千円
	氏名	十川 陽一	氏名 (英語)	Yoichi SOGAWA		
研究課題 (日本語)						
日唐律令制における地方官人身分の比較研究						
研究課題 (英訳)						
A comparison study on the status of the provincial officials in ancient Japan and Tang dynasty.						
1. 研究成果実績の概要						
<p>本研究課題は、律令国家の全国支配の前線を担う地方官人のうち、下級官人身分について日唐の制度比較を行うものである。2年目にあたる本年度は、日本と中国の比較に力点を置いて研究を進めた。特に、律令制の中で税制上優遇を受ける雑任などの諸ポストが、唐制では原則として徭役労働の一種であるのに対し、日本では官人制と接続するという性格が強い点に注目した。このことは、特に古代日本では官と関わる諸ポストを官人身分として積極的に国家に取り込もうとした意図を見出すことができるものとする。</p> <p>その上で、これらの諸ポストのうち、公の馬牛を飼育する牧の牧長、緊急時の高速情報伝達手段である烽火の烽長、そして交通路である駅路を往来する使者に馬や寝食を提供する駅家の駅長、の3点が、特に日唐での位置づけの差異が顕著であることから、これらについての検討を進めた。特に牧については、そもそも日唐における公的牧の規模が異なるという差異はあるが、日本では、律令制以前の馬牛飼育集団の存在を背景として公的牧が設置された可能性が先行研究によって指摘されている。こうした律令制以前の地方有力者によって牧が運営されており、律令制下ではそれらを積極的に官人身分に取り込むために、牧長は唐制よりも官人に近い身分として設定されたものと考えられる。</p> <p>烽長・駅長について、今年度は日中の史料・参考文献の収集に留まった。いずれも実態を示す史料が少ないものの、国家的な管理の度合いや採用母体など、牧とは異なる可能性を考えつつ検討してゆく必要があることを確認した。次年度採択されれば、これらの点について検討を進め、研究発表・論文文化を進めてゆきたい。</p>						
2. 研究成果実績の概要 (英訳)						
<p>Within the Japanese and Tang's Ritsuryo systems, there are posts which receive preferential tax treatment like Zonin 雑任(work under the government officials). In the Tang system, in principle, these posts are a type of statute-labor. But in ancient Japan it has a strong character of being connected to the official status. Hence, it is probable that, especially in ancient Japan, there was an intention to actively incorporate various government-related positions in the Ritsuryo nation as official status.</p>						
3. 本研究課題に関する発表						
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)			